

衛生設備資金弁済契約証書

岡崎市衛生設備資金貸付条例（昭和37年岡崎市条例第30号）の規定による貸付金の弁済について、貸主岡崎市を甲とし、借主 _____ を乙とし、次の条項により契約を締結する。

（償還）

第1条 乙は、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日に甲から借り受けた _____ 円の衛生設備資金（以下「貸付金」という。）について、次に掲げるところにより償還するものとする。

（1）償還期間は、平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日から平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日までとする。

（2）毎月払の元金均等の方法により、甲の発する納入通知書の定めるところにより支払うものとする。

（延滞損害金）

第2条 乙は、毎月の償還期日までに、償還すべき元金を支払わないときは、当該償還すべき元金に対し、その償還すべき期日の翌日から償還をした日までの期間の日数に応じ、年10.75パーセントに相当する延滞損害金を償還すべき元金に加算して甲に支払わなければならない。

（繰上償還）

第3条 乙は、未償還金の全部又は一部を繰上償還することができる。

（保証）

第4条 連帯保証人 _____ は、乙と連帯して、この契約に基づく債務を保証する。

上記契約の締結を証するため、この証書2通を作成し、当事者記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成 ____ 年 ____ 月 ____ 日

甲 岡崎市十王町2丁目9番地
岡崎市代表者 岡崎市長 柴田 紘一

乙 住所 _____

氏名 _____ 印

連帯保証人

住所 _____

氏名 _____ 印